

No455 発行日 令和5年12月20日

編集・発行所

社会福祉法人 鈴鹿市社会福祉協議会

〒513-0801 鈴鹿市神戸地子町383-1

☎ 059(382)5971 / FAX 059(382)7330

URL <https://www.suzuka-shakyo.or.jp/>

令和5年度 第2回 『認知症サポーター ステップアップ講座』

認知症の人と家族の暮らしを見守る認知症サポーターから、さらにステップアップしてより知識を深めていただく講座です。受講後、※チームオレンジ鈴鹿での活動が可能です。
※チームオレンジ鈴鹿とは近隣の認知症サポーター（本講座修了生）がチームを組み、認知症の人や家族に対する早期からの地域支援等を行う取り組み。

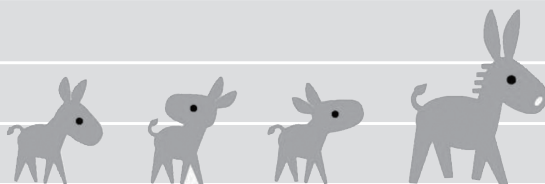
対 象	鈴鹿市内に在住、在勤、在学で、「認知症サポーター養成講座」を受講済みの方 (市外で認知症サポーター養成講座を受講した方も可)
と き	1日目：令和6年2月1日(木)9時30分～11時45分 2日目：令和6年2月7日(水)9時30分～12時00分
と ころ	鈴鹿市社会福祉センター 2階 大会議室(神戸地子町383-1)
内 容	認知症について、認知症の人と接するときの心構え、チームオレンジ鈴鹿について 等
講 師	ますずがわ神経内科クリニック 院長 真鈴川 聡 先生 長太の寄合所くじら 施設長 佐野 佑樹 氏 チームオレンジコーディネーター、認知症関係者 等
参 加 料	無料
定 員	30人程度(先着順)
申込締切	令和6年1月26日(金)
申込方法	電話または右記申込みフォームでお申込みください▶
そ の 他	・本講座は2日間の受講が必須となります。 ・認知症サポーター養成講座を未受講の方は個別に事前受講も可能ですので、 お気軽に下記問い合わせ先までご連絡ください。

問い合わせ先

社会福祉法人 鈴鹿市社会福祉協議会 地域福祉課
チームオレンジコーディネーター(☎059-367-7770)

年末年始のセンター休館日のお知らせ

12月29日(金)～1月3日(水)まで福祉センターを休館いたします。
なお、12月25日(月)～1月4日(木)の期間は、貸館・バスをご利用いただけませんのでご注意ください。



令和5年度 市民向け成年後見講座開催のお知らせ

成年後見制度の概要、制度活用に係る費用の目安、メリット・デメリット、成年後見人等の活動の流れなど、サポートセンターの職員が分かりやすく解説します。

より多くの方にご参加いただくため、平日の夜と週末の昼の2回開催します。また、ご来場が困難な方もご参加いただけるよう、会場及びオンライン（ZOOM）で参加いただけるハイブリット方式で開催しますので、成年後見制度にご興味のある方、活用を検討されている方はこの機会にぜひご参加ください。

① 令和6年1月25日（木）19:00～20:30

② 令和6年1月27日（土）10:00～11:30

※両日ともに、内容は同じです。

会 場 鈴鹿市社会福祉センター2階
大会議室（ZOOMでも同時開催）
（鈴鹿市神戸地子町383-1）

講 師 鈴鹿市後見サポートセンター みらい
社会福祉士

対象者 鈴鹿市在住・在勤の方

定 員 会場30名、ZOOM30名

参加費
無料



お申し込みはQRコード又は
下記問い合わせ先にご連絡ください

問い合わせ先

社会福祉法人 鈴鹿市社会福祉協議会
鈴鹿市後見サポートセンターみらい
TEL：059-373-5737
メール：kenriyogo@suzuka-shakyo.or.jp
担当：佐藤・稲吉



12～1月 ふれあいふくし総合相談のご案内

12 月				1 月			
20	水	心配ごと相談	31	日		10	水
21	木					11	木
22	金		1	月		12	金
23	土	弁護士相談	2	火		13	土
24	日		3	水		14	日
25	月	心配ごと相談	4	木		15	月
26	火		5	金		16	火
27	水	心配ごと相談	6	土	弁護士相談	17	水
28	木		7	日		18	木
29	金	休 館 日	8	月	成人の日	19	金
30	土		9	火		20	土
							司法書士相談
						21	日
						22	月
						23	火
						24	水
						25	木
						26	金
						27	土
						28	日
						29	月
						30	火
						31	水

※相談日は、若干変更することもありますので、ご確認の上お越しください。

■善意の寄付・香典返しのご寄付について■

この広報は、赤い羽根共同募金の配分金で発行しています。

詳しくは、鈴鹿市社会福祉協議会までTEL382-5971